

平成18年(2006年)2月17日
経営戦略局財政改革チーム
担当:関 昇一郎・鈴木英昭
電話:026-235-7039(直通)
026-232-0111(内線2052)
FAX:026-235-7475
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

主な見直し事業に寄せられた ご意見・ご提言に対する見解及び対応

42件

企 画 局	1
社 会 部	2
衛 生 部	3
生活環境部	6
商 工 部	7
農 政 部	8
警 察 本 部	9
教育委員会	11

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【企画局】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>ミニ・ファミリー・サポート・センター支援事業補助金について、小規模市町村においては、補助対象となる会員数100人以上を確保することは非常に難しく時間もかかる状況であり、また軽易な介護や短時間の託児を希望する家庭は多く、小規模施設のサポート体制は必要である。</p> <p>よって、会員数100人未満を対象とした「ミニ・ファミリー・サポート・センター事業」への支援策を図りたい。</p>	<p>(ユマニテ・人間尊重課)</p> <p>小規模(100人未満)のセンター運営については、その経費が比較的少額であることから、県が単独で助成する必要性に乏しいものと考えます。</p> <p>小規模市町村に対しては、先進的な取組事例の紹介や啓発等によりセンターの設置に係る支援を行うとともに、国に対し交付基準の弾力的な運用を要望してまいります。</p>
<p>廃止路線代替バス運行費等補助金の廃止は、市町村の負担増を伴うものであり、路線バスの廃止にもつながるため、補助金の廃止は止めてほしい。</p>	<p>(交通政策課)</p> <p>廃止路線代替バス運行費等補助金は、乗合バス事業者が不採算等の理由から廃止したバス路線を市町村が運行する場合に補助対象となりますが、利用者の減少傾向が続いており、路線の維持には多額の経費を要しています。</p> <p>県では、今年度、コモンズ交通システム支援事業を創設し、廃止代替バスの維持にこだわることなく、バス路線の新設・再編、バスの複合的利用、デマンド乗合タクシー等、地域の実情に沿った新たな交通システムを再構築するよう、市町村を支援しております。</p> <p>なお、市町村がバスを運行する場合、運行に要する経費の80%が特別付税で措置されます。</p>
<p>廃止路線代替バス運行費等補助金の廃止は、市町村への新たな財政負担を強いるものである。今後も継続し、さらには、路線延長等についても補助制度の拡充を図りたい。</p>	<p>(交通政策課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【社会部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>心身障害者相談員設置事業について</p> <p>心身障害者相談員の研修事業を平成18年度から廃止し、相談員も19年度から廃止ということだが、金がないから廃止では困る。お金がほしいわけじゃない。ボランティア的に行っている。身分証明書的なもの(免許制度)でもいいから代替制度を考えてほしい。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>県内10圏域に設置している障害者総合支援センター等において相談業務を引き継いでいくこととし、相談員は18年度においては新たな委嘱はせずに、19年度から廃止とすることとしています。</p> <p>また、これまで対応していただいている相談員については、今後自主的なボランティアとして相談等に応じていただくことについてご検討をお願いしていきます。</p>
<p>心身障害者相談員設置事業について</p> <p>NPO法人岡谷市身体障害者協会は、三障害者団体で「ハンディキャップおかや」を立ち上げ、共同で事業をし、「障害者なんでも相談会」を毎日行っており、現在まで43回の相談を受け、ここで解決しない場合は他の事業者に頼んで解決していますので、身障者のみの相談は必要ありません。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>
<p>心身障害者相談員設置事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で障害に理解のある相談員が必要であり、障害者への情報伝達の面からも、人員を減らしても小さな相談を捨てないよう相談員は残すべきではないか。 ・ 障害者総合支援センターの周知や出張所の設置等が整うまで相談員制度は継続されたい。 ・ 予算がないとか総合支援センターが各地にできたからなどということで相談員をなくさないでほしい。 ・ 学ぶ機会が得られなかった高齢のろうあ者にとって、日常生活の中で相談事業は必要である。障害者総合支援センターが相談事業を実施していくにあたってこのような弱者がいることを忘れないでほしい。 ・ 障害者総合支援センターは対象地域が広すぎて、交通手段のない人にとって利用が困難になるのではないかと危惧される。 	<p>(障害福祉課)</p> <p>同上</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【衛生部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>ウイルス肝炎医療費給付事業は、肝硬変・肝がんでの死亡率の減少にも寄与している。これは通院での早期発見、その後のインターフェロン等の治療の効果のあらわれである。インターフェロンは、おおむね2週間の入院のあと、6カ月から1年の外来での投与による治療となっている。今回の見直しによって、いちばん肝心な外来での治療費を削減されてしまうと、多くの患者にとって今までのような治療が経済的に難しくなり、今後感染率が上がってしまう恐れがある。今後も従来どおりの給付を行ってほしい。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>治療の進歩により、ウイルス肝炎は「治る病気」になりつつあり、「難病に対する補助」という面では見直しが必要です。しかし、効果的な治療(たとえばインターフェロンなど)を開始する際には入院を要することが多く、また病状により入院を余儀なくされる場合には「難病」に相当すると言えるでしょう。その為、入院費用に対する公費負担は継続して実施したいと考えています。医療費給付の範囲が狭まると、ウイルス肝炎の患者さんの医療費の自己負担額は増えます。しかし、たとえば「肝がん」以外のがんには、基本的に医療費給付は有りません。また、本県のように、ウイルス肝炎に対する医療費給付を行っているのは、全国で5都道府県のみであり、今回の見直しを行った後の制度でも、本県の給付制度(所得に応じた入院費用に対する補助)は、5都道府県の中で最も高い水準にあることを、ご理解いただければ幸いです。また、フィブリノゲン及び非加熱血液凝固因子製剤の使用歴のある患者については、これまで通り、通院医療費も給付対象とします。さらに、ウイルス肝炎の早期発見のために、肝炎の検査体制を強化し、開業医と専門医の連携がとれる治療体制を構築していきます。「信州新医療圏」の様々な取組みの中、ウイルス肝炎の患者さんが、今以上に、適切な医療が受けられるよう、努力してまいります。</p>
<p>C型肝炎において今後もっとも推進すべき治療法である「インターフェロン療法」は、最初の2週間の入院後は、6カ月から1年間外来通院にて治療を行う。今回の見直しにより、C型肝炎治療の大きな柱であるインターフェロン療法を患者から遠ざけるものである。また、慢性肝炎の患者が、肝硬変・肝がんへの進行を早期発見するためには、定期的に外来通院にて検査を行うことが必須である。</p> <p>以上の理由等から、今回の見直しの方向は、ウイルス肝炎の治療において大きな後退になるので、通院医療費の給付見直しを撤回し、改めて給付のあり方を検討してほしい。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p style="text-align: right;">同上</p>
<p>ウイルス肝炎治療については、外来でのインターフェロン治療が多いので、今回の見直しによって、治療を断念する患者が増えるおそれがある。また、今までは外来で行っていた治療を、あえて入院を勧めることになり、総医療費の増大につながりかねない。</p> <p>他の疾患ならともかく、肝炎において、今回の見直しの内容では、相当な患者負担の増、早期治療の遅れが生じる事態になりかねないため、従来どおりの給付制度を継続してほしい。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p style="text-align: right;">同上</p>
<p>今の実際の治療の大半は、インターフェロンなどによる通院治療である。通院医療費を切られると、行わなければならない治療を断念する事態が発生する。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p style="text-align: right;">同上</p>
<p>今回のウイルス肝炎医療費給付事業の見直しについて、年金生活者の患者から、通院費で年間50万円くらいかかっており負担が大きいという意見を聞いている。人によって医療費は違うかもしれないが、低所得者は負担増となる。県は冷たいのではないか。</p> <p>ウイルス肝炎が難病とは言えなくなってきたというのなら、信州モデルの事業として残せばよい。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p style="text-align: right;">同上</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>通院によるインターフェロン等の治療は高額であり、今回の見直しにより、医療費負担は毎月63,000円の自己負担額が1年近く継続することになる。県は、実際の患者が毎月かかっている医療費についての実態調査を行ったのか。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>治療の進歩により、ウイルス肝炎は「治る病気」になりつつあり、「難病に対する補助」という面では見直しが必要ですが、効果的な治療(たとえばインターフェロンなど)を開始する際には入院を要することが多く、また病状により入院を余儀なくされる場合には「難病」に相当すると言えるでしょう。その為、入院費用に対する公費負担は継続して実施したいと考えています。医療費給付の範囲が狭まると、ウイルス肝炎の患者さんの医療費の自己負担額は増えます。しかし、たとえば「肝がん」以外のがんには、基本的に医療費給付は有りません。また、本県のように、ウイルス肝炎に対する医療費給付を行っているのは、全国で5都道府県のみであり、今回の見直しを行った後の制度でも、本県の給付制度(所得に応じた入院費用に対する補助)は、5都道府県の中で最も高い水準にあることを、ご理解いただければ幸いです。また、フィブリノゲン及び非加熱血液凝固因子製剤の使用歴のある患者については、これまで通り、通院医療費も給付対象とします。さらに、ウイルス肝炎の早期発見のために、肝炎の検査体制を強化し、開業医と専門医の連携がとれる治療体制を構築していきます。「信州新医療圏」の様々な取組みの中、ウイルス肝炎の患者さんが、今以上に、適切な医療が受けられるよう、努力してまいります。</p>
<p>肝炎検査体制の整備、開業医と専門医の連携がとれる治療体制の構築を目指す点では、従来以上に早期発見・早期治療に力を注ごうとする姿勢がうかがえる。 しかし、通院費を給付対象から外すことは、早期発見・早期治療による一層の事業推進とは相反する内容である。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p>
<p>入院治療するのは、大半の場合、重症者に限られ、入院医療費を給付することは「早期治療」に当たらない。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p>
<p>ウイルス肝炎は、とても良い治療法が確立され、このままの治療が継続されれば治癒していく患者が増え、近い将来には、医療費が減少に転じる時が来るはずだ。もう少し継続してほしい。今、制度をこのように変えるのは納得できない。県に対する信頼性がなくなる。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p>
<p>ウイルス肝炎医療費給付事業については、段階を踏んで減らしていく方法もあり、将来的には減らすとしても、スパッと切るのは性急すぎる。難病としての稀少性がないということなら、別の事業に位置づけて続ければ良い。良い治療が出てきているのだから、しばらく続ければ患者は減るのではないか。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p>
<p>肝臓病に関しては、一般の開業医と、多くの症例を継続して診ている専門医では、とても差があるので、それらの医者との連携をとり、治療体制の整備を進めてもらえることはありがたい。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p>
<p>ウイルス肝炎医療費給付事業の見直しについては、基本的には現行制度の維持を求めていく。 現行制度が無理なら、北海道のように自己負担額を高くしても、入院だけでなく通院医療費も給付対象とする見直しにするようにしてほしい。若しくは、一定所得以下の低所得者、及び治癒の見込みのない患者に対する経過措置(これらの者に対し、今後しばらくの間は現行制度を適用する)を求める。</p>	<p>(保健予防課)</p> <p>同上</p> <p>北海道は、確かに入院だけでなく通院も対象とした医療費給付制度になっていますが、認定要件が非常に厳しいものになっています。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>フィブリノゲン製剤等を使用された患者については通院医療費を給付する方針であるが、このことはウイルス肝炎は薬害であることを示している。現在最高裁で係争中のB型肝炎訴訟において、これまでの過程で、予防接種による感染の可能性が証明されており、予防接種被害者を考えれば、全患者の通院医療費を給付すべきだ。</p>	<p>(保健予防課) これらの製剤の危険性を指摘されてから、国が回収を指示し使用を止めるまで「時間差」が生じたことなどを総合的に考慮しました。現時点で司法の判断は下っていませんが、フィブリノゲン製剤等を使用された患者については、県の制度の中では通院医療費も補助対象とすべきと考えています。予防接種に関しては、上記の製剤とは論点が異なる問題とも考えられますが、広く動向を見守ってまいります。</p>
<p>フィブリノゲン製剤等を使用されたことをどのように証明するのか。この趣旨には賛同するが、実際には証明は不可能であり、これらの患者を救済するには今の制度を継続するしか方法はない。</p>	<p>(保健予防課) 専門家の意見を聞きながら、良い方法を検討してまいります。</p>
<p>昨年6月の県議会では、国に対する意見書が採択提出されたばかりであり、知事も一貫して医療費給付を含めた肝炎対策強化を国に具申してきていたはずである。今回の見直しはこの立場に矛盾する。</p>	<p>(保健予防課) 国に対して、医療費給付を含めた肝炎対策強化を求めていくことは重要であり、国に対しての働きかけはこれまで通り行っていきます。</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【生活環境部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>信州環境フェアは、毎年参加者が増加していることから、長野県としての関与が必要であり、信州環境フェアへの県負担金をさらに増額すべきである。</p> <p>また、県の各部署の環境問題への取り組みについて、環境フェアに出展することにより、参加者にアピールすべきである。</p>	<p>(地球環境課)</p> <p>信州環境フェアについては、これまで5回の開催を重ねてきましたが、民間主導による新しい発想でより多くの方にご参加いただくフェアを開催することが望ましいと判断し、同実行委員会への県の負担金を廃止することとしました。</p> <p>また、信州環境フェアへの出展については、生活環境、商工、林務、土木などの関係部局が、環境関連の展示等を行い、環境保全に向けた普及啓発に努めてまいりました。</p> <p>来年度のフェアのあり方については、現在、実行委員会におきまして検討されておりますので、その結果により対応してまいります。</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【商工部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>現在、県の中小企業融資制度においては、景気悪化による例外的な措置として、全資金について経営健全化支援資金での借り換えを1回のみ認めている。</p> <p>県は、景気が回復基調にあるとの判断から、平成18年度から借換措置を廃止しようとしているが、原油高・株価の急変動等の不安要因も解消せず、依然として地方における建設業・卸小売業・観光業を取り巻く情勢は厳しい状況にある。</p> <p>県は、激変緩和措置として「中小企業振興資金で1年に限り借換措置を実施する」としているが、借換措置を望む需要は大きく、激変緩和措置で借換先とされる中小企業振興資金が経営健全化支援資金に比べ利率が高いことから、中小企業への影響が懸念される。</p> <p>さらに、現在、借換措置を実施している市町村制度資金においても、県の借換措置廃止により利用者が増加することから、借換措置を廃止せざるを得ないこととなる。</p> <p>よって、県においては、中小企業の経営安定化のため、従前と同様に経営健全化支援資金による借換措置を継続するとともに、事業者に使い勝手の良い資金制度のあり方を、今後も更に検討されるよう図られたい。</p>	<p>(ビジネス誘発課)</p> <p>平成13年度以降の厳しい景気情勢に対応し、緊急的・例外的な措置として借換措置を行ってまいりましたが、日本銀行や長野財務事務所の景気判断にもあり県内経済は緩やかに回復しているため、借換措置を廃止いたします。</p> <p>なお、建設業・卸小売業・観光業等の業況の厳しい中小企業の皆様や原油高によって事業活動に支障が生じている中小企業の皆様に対しましては、幅広く支援を行えるよう、平成17年度に不況対策資金の対象者の拡大を図ったところであり、平成18年度も引き続き支援を行ってまいります。</p> <p>また、中小企業振興資金における借換措置は、償還期間の延長による毎月償還負担の軽減を望む中小企業の皆様の需要にある程度は応えることが可能であり、激変緩和措置として適切であると認識しております。</p> <p>さらに、市町村制度資金への影響につきましては、借換措置を実施している市町村制度資金の大半が各市町村制度資金内での借換措置となっており、県制度における借換措置廃止によって市町村制度での借換利用者が増加するといった影響は少ないものと認識しております。</p> <p>今後とも、中小企業金融の補完として、一般の金融ベースに乗り難い中小企業の皆様の資金充足を図り、もって中小企業の振興を図る制度となるよう、検討を重ねてまいります。</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【農政部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>園芸産地育成事業は、国の補助事業の採択要件に満たない規模の園芸施設整備等について、園芸作物の品質向上・生産力の強化・省力化を目的とした施設整備やマーケティングの強化に係る経費を対象に、広く助成を行ってきたものであり、園芸農業振興に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、県が平成17年度に事業を廃止したことにより、地区によっては、整備を予定していた施設について、規模の縮小や事業実施の断念を行わざるをえない状況も見受けられる。</p> <p>よって、園芸産地の生産性の向上及び生産出荷体制を強化するため、事業の必要性を踏まえ、園芸産地育成事業を復活し事業化するよう図られたい。</p>	<p>(園芸特産課)</p> <p>これまでの事業は、大量生産・大量流通を目指すための施設整備を中心に実施してきました。</p> <p>しかし、近年、食の安全・安心や環境に負荷を与えない農業が求められていることから、平成16年度より「環境に負荷を与える農業から自然と共生する農業」へと施策転換し、レス50・レスザン50栽培に対し集中的に支援を行ってきているところです。</p> <p>園芸作物振興についても、レス50実証支援事業やレス技術導入支援事業の中で取り組んでまいります。</p> <p>なお、青果物流通については、青果物マーケットアドバイザーからの流通情報の提供や、ゼロ予算事業で加工等の業務需要との橋渡しを実施するなど、新たな流通への支援をしております。</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【警察本部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>(財)長野県暴力追放県民センター補助金の削減について、「反社会的勢力への対応研修会」の研修を受講し非常にためになり、会社としても社会の安全にご努力されておられる県民センターの補助金廃止は、今後研修等も削除される原因の懸念もあり、是非お続けいただければと思う幸いです。善処賜りますようお願いいたします。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p>(財)長野県暴力追放県民センターは、「長野県出資等外郭団体改革基本方針」に沿って、県民の自発的意志に基づく広範な民間運動を推進するとともに財政的にも自立したセンターを構築しようとしています。</p> <p>県警察では、こうしたセンターを支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放県民大会経費などの県費負担 ・「不当要求防止責任者講習」委託事業の充実 ・市町村等が開催する暴力追放大会や研修会に必要な資料提供 ・開かれた暴力相談への取り組み <p>などの施策を行い、センターへの補助金廃止による暴力追放体制が後退することのないように努めます。</p>
<p>「暴追県民センター補助金打ち切り」案について「絶対反対」です。日々不安な事件が続発している中で、「県民の安全」という一番基本的な事柄に係わる予算を打ち切るとはどういうつもりでしょうか。もっと先に節減、効率化するところは沢山あるはずで、わずか1,300万の経費節減で「県民の安全」を損なうことに断固反対する。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>
<p>暴追センターは、市民にとって大変必要であり、県として事業を補助する必要があると考えるため、補助金の廃止には反対です。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>
<p>暴力追放センターは、私にとって本当に心強い見方です。社会全般にとりまして非常に重要な役割を担っておられ、市民にとっての数少ないよりどころです。反社会的勢力は、ひとたびこちらの力を弱めればそれ以上に蔓延ってきます。将来に渡り、継続して現状の活動を強くお願いする次第です。</p> <p>警察組織との両輪で我々の味方になっていただき、言わば2つの推進エンジンでよりよい長野県の暮らしをより良い方向へ持っていただくようお願いします。</p> <p>財政事情逼迫する中ですが、暴力追放センターの存続と更なる発展を希望します。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>
<p>長野県暴追センターにあっては、長年にわたり当県遊技業協同組合員(パチンコ店)に対し、暴力団による不当要求行為への対応要領研修会を実施していただく等、健全経営に多大なご指導・ご協力をいただいている。また、当組合は、長年暴追センターと連携し、組合員共々業界上げて暴力団排除活動を行っており、双方の努力と尽力により、暴力団の介入が排除され、明るく健全な県民に親しまれる娯楽場として地域に密着している。</p> <p>補助金の廃止は暴追センターの活動の低下を招くことが懸念され、折角築かれた健全な娯楽場への暴力団の介入が増加するものと思われる。県にあっては、このような県民の安全で安心な生活を維持する上で「真に必要なものは何か」ということを参考し、有効な予算執行をお願いしたい。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>長野県暴力追放県民センターには、日頃より犯罪被害の未然防止に対する相談をさせていただいております。業種が保険業であることから様々なリスクに晒されます。常に快く親切丁寧に対応をしていただき、警察という大きな組織にはできない、きめ細かいアドバイスが受けられ心強い組織です。</p> <p>犯罪被害の未然防止の観点からまた気軽な相談窓口として当センターの存続を強く要望いたします。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p>(財)長野県暴力追放県民センターは、「長野県出資等外郭団体改革基本方針」に沿って、県民の自発的意志に基づく広範な民間運動を推進するとともに財政的にも自立したセンターを構築しようとしています。</p> <p>県警察では、こうしたセンターを支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放県民大会経費などの県費負担 ・「不当要求防止責任者講習」委託事業の充実 ・市町村等が開催する暴力追放大会や研修会に必要な資料提供 ・開かれた暴力相談への取り組み <p>などの施策を行い、センターへの補助金廃止による暴力追放体制が後退することのないように努めます。</p>
<p>世の中のIT化が進む中、様々な事業会社にとって、肉体的暴力だけでなく知能犯リスクは高まりこそすれ無くなることはありません。</p> <p>私は金融機関に勤務していますが、キャッシュカードの暗証番号の盗撮による多額にのぼる預金の引き出し事件やクレジットカードの偽造による不正請求事件などこれまでには想像できない事件が頻発しています。もちろん、古典的な肉体的暴力リスクも根絶されたとは考えられません。</p> <p>そうした現実があるにもかかわらず、「暴力追放県民センター」補助金が廃止されることは、我々金融機関に勤める者にとっては、未然にリスク回避するため気軽に相談できる「味方」を失うに等しく、大変不安な「見直し(案)」としか言えません。</p> <p>経済的効率性の視点が自治体にとっても不可欠と認識していますが、必要な行政サービスを削ることに賛成する人はいません。是非、ある程度の減額はやむをえないとして、「暴力追放県民センター」補助金の存続を強く希望します。</p>	<p>(組織犯罪対策課)</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>

主な見直し事業に対するご意見・ご提言

【教育委員会】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>今まで利用していた人々にとって松本青年の家の閉所は大変困る。「存続」を望むが、財政上不可能な場合には、せめて知事が「ようこそ知事室」の席で発言された「松本市が後利用するのであれば、県として破格な条件で対応したい。」との約束を遂行願いたい。</p> <p>また、建物の後利用について、利用団体の有志が「指定管理者」となって運営したいとの意向があるので、県・市の支援をいただきながら住民サービスが可能な施設として新たなスタートができるよう県の配慮をいただきたい。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>青年の家は、青少年に団体宿泊訓練を通じて各種の教育事業を行うために設置したものです。</p> <p>県内には青年の家が4か所あります。少子化の影響や国・市町村の類似施設の設置が進む中で、これら施設の利用状況は、全体的に減少傾向を示しています。このことは、現在の需要に対して施設数が過剰になっていることを示すものであり、建築後40年にならんとする施設の老朽化とともに大きな問題になっていました。</p> <p>そこで、事業の再構築といった観点で将来的な経費負担などを勘案し、運営方法の見直しと機能の集約化を検討しました。</p> <p>その結果、4施設のうち松本及び小諸青年の家については、平成18年3月末をもって運営を終了し平成18年度に閉所することとし、施設の老朽化、県全体の配置バランスを考慮して松川及び須坂青年の家を「継続」することとしました。</p> <p>松本青年の家の土地については、開設当時、松本市から譲与を受けたものであり、用途を廃止・変更した場合には、原則的に更地で返還することになっています。</p> <p>松本市から有効利用の申し出があれば建物を譲渡する予定であり、現在、松本市と協議をしています。</p> <p>なお、4月以降、しばらくの間、体育館とグラウンドをご利用いただけるよう検討しています。</p>
<p>松本青年の家の閉所は、施設を利用している県民への影響が懸念される。しかし、青年の家の運営が、逼迫する県財政へ負担となっていることも軽視できない。</p> <p>そこで、松本青年の家を利用してきた団体を中心に民間主導で運営する方策を検討してきた。</p> <p>県民の大切な施設を閉所でなく再生の路線で検討願いたい。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
<p>松本青年の家の廃止について、長野県と地権者の松本市だけで廃止後の協議をされていることは、疑問があります。また、廃止の理由に老朽化が挙げられていましたが、どのような老朽化が懸念されているのか具体を示すべきではないでしょうか。</p> <p>利用者の減少も理由にあるようですが、利用促進の対策がなされたのが疑問です。</p> <p>民間による提案が提示されているようですから、その提案をもっとも県民と議論することが必要ではないでしょうか。議論がなされている間は、事業を継続しておくことが行政の役目ではないでしょうか。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
<p>宿泊施設としての問題だけについて意見を述べさせてもらいたいと思います。利用者の立場からいうと、この施設は十分に時代のニーズに答えている。確かに企業研修や宿泊者は減少しているが、それも時代を先取りしたからであって、そのようなニーズがあることをこのような施設があったがゆえに民間が確認してから商業的に対応したにすぎない。現在もこれだけの宿泊者があることは、社会的なニーズを掘り起こしていることにほかならない。</p> <p>民間に対して先導的な事業を行なうことで社会の方向性を明らかにすることが地方自治体に求められていますし、広域的な事業であることから長野県が引き続き担当することが妥当であると考え、松本青年の家の存続を求めます。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>松本青年の家閉所については、教育委員会の閉所承認があまりにも拙速すぎたのではないだろうか。利用者や、地域住民に対しての説明がなされない状態で決定された事に対しての行政の無責任さが伺える。</p> <p>議会には閉所の凍結や見直しの陳情が出された。それを受け文教委員会では、承認されている。にもかかわらず、利用者の声を無視して、一方的に3月末をもって予約を打ち切っているのは、県民益に反している。</p> <p>青年の家の管理運営費の縮小については理解できるが、松本・小諸青年の家閉所と言う形で削減する事は反対である。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>青年の家は、青少年に団体宿泊訓練を通じて各種の教育事業を行うために設置したものです。</p> <p>県内には青年の家が4か所あります。少子化の影響や国・市町村の類似施設の設置が進む中で、これら施設の利用状況は、全体的に減少傾向を示しています。このことは、現在の需要に対して施設数が過剰になっていることを示すものであり、建築後40年にならんとする施設の老朽化とともに大きな問題になっていました。</p> <p>そこで、事業の再構築といった観点で将来的な経費負担などを勘案し、運営方法の見直しと機能の集約化を検討しました。</p> <p>その結果、4施設のうち松本及び小諸青年の家については、平成18年3月末をもって運営を終了し平成18年度に閉所することとし、施設の老朽化、県全体の配置バランスを考慮して松川及び須坂青年の家を「継続」することとしました。</p> <p>松本青年の家の土地については、開設当時、松本市から譲与を受けたものであり、用途を廃止・変更した場合には、原則的に更地で返還することになっています。</p> <p>松本市から有効利用の申し出があれば建物を譲渡する予定であり、現在、松本市と協議をしています。</p> <p>なお、4月以降、しばらくの間、体育館とグラウンドをご利用いただけるよう検討しています。</p>
<p>松本青年の家のグラウンドを30年以上利用している。子どもたちが生き生きと野球をしている姿を見るにつけ、「閉所」は忍びがたいものがある。教育の場を失わないよう家の「存続」を再度検討して欲しい。</p> <p>将来の日本を想い、「教育」だけには間違った改革の影響を及ぼさないよう願ってやまない。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
<p>松本青年の家の閉所に反対します。少年野球を通じ何十年も利用してきた。これからも中心部にある青年の家の存続を望む。運営方針や施策内容を工夫し、これからの時代だからこそ必要で重要な場所であることを検証してほしい。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
<p>昭和50年から少年野球の練習、合宿、保護者研修会にと利用している。確かに施設は古く、身障者の方々に不便な点もあるが、少し手を加えればまだまだ現状のまま使用できる。青年の家の先生方は色々な企画を考えては利用者を募るよう努力していましたが、県として平日の利用者の増加対策を講じたのか。松本青年の家は環境も良く、交通の便も非常に良い。県内どこからも集まりやすい場所なので閉所にならぬよう再検討願いたい。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
<p>私たちのチームは子供達に野球を通じて礼儀・規律・団結を学ばせるチームです。今まで30年の間グラウンドをお借りし活動してきました。先日行われた懇談会で私の言いたいことはほかの団体の方がおっしゃってくださいましたし、あえてここでは繰り返しません。青年の家がなくなることについては私は反対します。どうか子供達の活動の場を存続してください。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>昭和42年、松本青年の家が完成し、地域全体で全面的に支援した。</p> <p>39年が経過した今日、県はその役目に終止符を打つと云うことだが、この地域に根ざした社会教育の場は、必要ないと言う事でしょうか。</p> <p>現今の社会情勢を考えた時に、大変な時代が訪れたこの現実を、県の関係各位はどのように思っているのでしょうか？</p> <p>その為には2年くらいの継続をしていただき、その間に基本計画を立て、立派な青少年を育成し、地域社会の発展に寄与されることが、県行政の基本であると思います。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>青年の家は今後も必要な施設であると考えており、松川及び須坂青年の家 2か所で事業を進めていきます。</p> <p>国・市町村が設置している宿泊が可能な研修施設が増え、利用者の選択肢が広がってきておりますので、教育委員会のホームページ等でも、近隣の類似施設をお知らせしています。また、青少年育成に關しましては「次世代育成支援行動計画」、また「地域がみんなで青少年を育てていくための提案」を受け県全体の施策として推進していきます。</p>
<p>県職員の手当の削減は当然の流れだと思うが、特に「義務教育等教員特別手当」には驚いた。教員は、恵まれているとは思っていたが、公開されて初めてわかった。へき地手当も含め、教員の手当は絶対に削減すべきである。</p>	<p>(義務教育課)</p> <p>給料の調整額及び諸手当の見直しについては、長野県地方公務員労働組合共闘会議と引き続き交渉を行い、平成18年5月末までに結論を得ることとなっております。</p> <p>なお、義務教育等教員特別手当は、優れた人材を確保するため昭和49年制定の人材確保法に基づき創設された手当ですが、高度経済成長下に教員の人材確保が困難であった時代とは状況が全く違い、必要性が薄れているとの認識を持っています。</p> <p>また、へき地手当は、へき地における教育の水準の向上を図ること目的として支給されているものですが、道路事情の改善や自家用車の普及など、昭和29年の法律制定時あるいは定率方式となった昭和35年当時とは社会経済情勢が大きく変化してきているとの認識を持っています。</p>